

## 建設交通部見積活用方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設交通部が所管する工事において、標準積算と実勢価格の乖離に対応するため、入札参加者から徴収した見積を活用し、適正な予定価格を作成する方式（以下「見積活用方式」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 工事

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に規定する建設工事をいう。

(2) 標準積算

国土交通省土木工事標準積算基準及びその他関係基準、土木工事単価資料及びその他単価資料並びに関係通知等に基づき積算することをいう。

(3) 実勢価格

直近の市場で実際に取引されている平均的な価格をいう。

(4) 見積

入札参加者から提出された、細目等ごとの見積価格又は見積歩掛が記載されている見積書をいう。

(5) 細目等

本工事費内訳書上の「種別」及び「細目」並びに明細書及び仕訳書上の「名称」などをいう。

(6) 見積価格

見積に記載されている単価及び価格とし、入札参加者自身又は協力会社等による調査又は実績を基に設定する価格をいう。

(7) 見積歩掛

見積に記載されている歩掛とし、入札参加者自身又は協力会社等による調査又は実績を基に設定する歩掛をいう。

(8) 協力会社等

入札参加者が採用を予定する下請会社、専門工事業者及び製造業者等をいう。

(9) 発注機関

契約に関する事務を担当する組織をいう。

(対象工事)

第3条 見積活用方式の試行の対象となる工事は、建設交通部が所管する工事にあつて予定価格の事後公表の試行対象工事のうち、次の各号のいずれかに該当するものとし、工事の規模及び内容並びに現場条件等を十分勘案した上で決定するものとする。

- (1) 標準積算と実勢価格の乖離により不調・不落となるおそれがあるもの
- (2) 標準積算と実勢価格の乖離により一者入札となるおそれがあるもの。
- (3) その他発注機関の長が必要と認めるもの

(対象項目)

第4条 入札参加者から徴収する見積の対象は、次の各号のいずれかに該当する項目とする。

- (1) 直接工事費又は直接製作費のうち、標準積算と実勢価格の乖離が予想される細目等
- (2) 共通仮設費のうち、標準積算と実勢価格の乖離が予想される積み上げ計算による部分
- (3) その他発注機関の長が必要と認めるもの

(見積の依頼)

第5条 見積の依頼は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 見積の依頼は入札公告時に行うものとし、入札公告に見積活用方式の試行対象工事であることを記載して依頼するものとする。
- (2) 見積の提出期限は、原則として、10日以上（京都府の休日を定める条例（平成元年3月条例第4号）第1条第1項各号に掲げる本府の休日を除く。）の期間を設け、見積等の提出を求める工種の内容や規模等を勘案の上、適切に設定するものとする。
- (3) 入札参加者は、見積の作成にあたって不明な点がある場合は、「申請書等に関する質問」により、質疑をすることができる。
- (4) 見積の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- (5) 入札参加者は、見積を入札参加資格確認申請書とともに提出するものとする。
- (6) 見積の提出がない又はその内容に不備がある場合は、入札参加資格を認めないこととする。
- (7) 入札参加者の都合による提出期限以降の見積の再提出又は差し替えは認めないこととする。

(8) 前各号に掲げる事項は入札公告等において明示することとする。

(見積価格又は見積歩掛の妥当性)

第6条 見積価格又は見積歩掛は、取引価格や需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期限の長短等を勘案して作成する入札時の実勢価格とし、価格上昇等を予測した価格ではないことに留意するものとする。

(見積の採用及び予定価格の作成)

第7条 妥当性が確認された見積が複数ある場合は、平均値を参考に採用する見積を決定することとし、当該見積を活用して予定価格を作成するものとする。

2 採用した見積は公表しないものとする。

(入札の中止)

第8条 採用した見積が標準積算を大きく上回り、必要な財源を確保できない場合は、入札を取りやめることがある。

(設計変更の取扱)

第9条 採用した見積価格及び見積歩掛については、原則として変更しない。ただし、当初の見積条件に大幅な変更が生じるなど、新たな見積価格及び見積歩掛によることが妥当と認められるときはこの限りでない。

2 見積活用方式を採用した工種の数量の変更は、他の工種と同様に行う。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は令和7年6月4日から施行する。